平成２８年（フ）第６８４号
北九州市小倉北区大手町17番１―602号
破産者　野杁　生磨
1　破産債権の届出期間　平成29年３月24日まで
2　一般調査期日　平成29年５月12日午前11時30分
平成29年２月17日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６７２号
京都市中京区両替町通姉小路上る龍池町425番地　エステムコート京都烏丸Ⅱ　406、破産手続開始決定時の住所京都市中京区烏丸通姉小路下る場之町596番地　ハイツエスメラルダ405
破産者　田井　祥文
1　破産債権の届出期間　平成29年４月11日まで
2　一般調査期日　平成29年５月31日午前10時
平成29年２月17日
京都地方裁判所第５民事部破産係

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第１号
栃木県鹿沼市白桑田515番地１
清算株式会社　山木工業株式会社
代表清算人　山木　敬一
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２９年（ヒ）第１号
神奈川県横須賀市浦郷町５丁目2931番地
清算株式会社　株式会社浦郷
清算人　古敷谷裕二
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（ヒ）第１００１号
福岡市博多区金の隈２丁目19番４号
清算株式会社　九州印刷資材急送株式会社
代表清算人　吉田　盛一
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第２０６０号
東京都千代田区大手町１丁目８番１号ＫＤＤＩ大手町ビル19階
清算株式会社　株式会社成協金型
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第１０号
静岡県焼津市小屋敷466番地
清算株式会社　大井川商会株式会社
代表清算人　山中　宏昭
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　本協定案の骨子
清算株式会社は、清算株式会社が保有する現預金その他同社が保有する資産を換価・回収して得られた金銭から、特別清算手続の結了までに要する諸経費（以下「諸経費」という。）を控除してもなお残額が存する場合には、当該残額を弁済原資として本協定案の対象となる債権者に弁済をしたうえで、その余の債権について免除を受けることを基本的な方針とする。
第２　権利の変更及び弁済方法
１　協定債権
本協定案の対象となる債権は、清算株式会社に対する特別清算開始命令のあった平成28年11月28日までの原因に基づいて生じた債権（貸付金、手形債権、求償金元本、信用保証料に係る債権のほか、利息及び遅延損害金（特別清算開始命令の前後を問わない。以下「利息・遅延損害金」という。）を含む。）から、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」といい、協定債権を有する債権者を「協定債権者」という。）とする。
具体的な協定債権者及び協定債権額等は、別紙「協定債権者一覧表」記載のとおりである。
２　権利変更の一般的基準
⑴　権利の変更（免除の内容）
本協定認可決定が確定したときは、後記⑶の免除の効力発生日に、下記ア及びイの免除を受ける。
ア　協定債権のうち、利息・遅延損害金の全額（その発生が特別清算開始命令の前後いずれであるかを問わない。）。
イ　協定債権のうち、元本（貸付金及び手形債権の元本、協定債権が求償権の場合には代位弁済を実施することにより取得した求償金元本並びに信用保証料に係る債権。以下「元本」という。）については、元本の額から後記⑵アの弁済額を控除した額。
⑵　弁済
ア　弁済額
元本の6.3％に相当する金額。
イ　新たな資産が発見された場合の特則
前記アの弁済を実施した後、清算株式会社に新たな資産が発見された場合（清算株式会社において、諸経費を控除してもなお協定債権者に対する弁済を行いうる程の現預金が残存する場合を含む。）には、清算株式会社は、これを速やかに換価・回収し、当該資産の換価・回収が完了した時点で清算株式会社が保有する現預金から諸経費を控除してもなお残額が存する場合には、清算株式会社が別途指定する日に、各協定債権者に対して、当該残額を弁済原資として、別紙「協定債権者一覧表」の「元本」欄記載の金額から前記アに基づく同表の「弁済額」欄記載の弁済額を控除した残額の割合に応じて弁済（以下「追加弁済」という。）する。
なお、この場合、前記⑴イに定める協定債権の免除については、追加弁済に係る金額が支払われる限度において、その効力を失う。
⑶　免除の効力発生日
ア　前記⑴アの免除の効力発生日は、本協定認可決定が確定した日とする。
イ　前記⑴イの免除の効力発生日は、前記⑵アの弁済が終了した日とする。
⑷　弁済時期
本協定認可決定が確定した日から１ヵ月以内で清算株式会社が別途指定する日とする。
３　個別条項
協定債権の権利変更前の権利の内容は、別紙「協定債権者一覧表」の「協定債権額」欄記載のとおりであり、前記２⑶の免除の効力発生日に同表の「免除額」欄記載のとおり免除を受け、同表の「弁済額」欄記載のとおり弁済を行う。
４　弁済に関するその他の定め
⑴　弁済場所
本協定案に基づく弁済は、協定債権者の指定する預貯金口座に振り込む方法により行う（振込手数料は清算株式会社の負担とする。）。ただし、清算株式会社が別途定める日までに預貯金口座を指定しなかった協定債権者に対する弁済は、清算株式会社の本店所在地（静岡県焼津市小屋敷466番地）において行う。
⑵　端数処理
本協定案に基づく弁済における弁済額を計算する上で生じる１円未満の端数は、これを切り捨てる。
⑶　協定債権の譲渡があった場合の処理
本協定案提出日以後に、協定債権の全部の譲渡又は移転等を原因とする債権者名義の変更があった場合には、権利変更及び弁済方法（前記２に記載）は、当該譲渡又は移転等の前の債権額を基準とする。また、本協定案提出日以後に、協定債権の一部の譲渡又は移転等を原因とする債権者名義の変更があった場合には、当該譲渡又は移転等の前の債権を基準とした弁済額を、各債権者の当該譲渡又は移転等の時点の債権額の割合により按分（１円未満の端数は切り捨てる。）して支払う。
（別紙省略）
静岡地方裁判所民事第２部

監督命令

平成２９年（再）第９号
東京都港区元赤坂１丁目７番22号　元赤坂タワーズ1101
再生債務者　南川　一郎
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区麹町３丁目12番７号　麹町エイチティーズビル５階　佐藤三郎法律事務所　弁護士　佐藤　三郎
平成29年２月14日
東京地方裁判所民事第20部